

## 青森県土地開発公社建設業者等選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）及び建設関連業務（測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。以下同じ。）の指名競争入札に参加させようとする者及び随意契約の相手方としようとする者（以下「指名業者等」という。）の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名簿からの選定)

第2条 建設工事の指名業者等を選定しようとするときは、青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成2年3月青森県規則第18号）第8条に規定する青森県有資格建設業者名簿（以下「建設業者名簿」という。）により、当該建設工事の種類及び請負工事設計額（支給品の額を含む。以下同じ。）に応じ、これに対応する等級に属する建設業者名簿登載業者（建設業者名簿に登載されている者をいう。以下同じ。）の中から選定するものとする。

2 前項の建設業者名簿登載業者が少数である場合その他適当な数の指名業者等を選定するため必要があると認められる場合は、同項の規定にかかわらず、当該建設工事の種類及び請負工事設計額に応じ、これに対応する等級の直近の上位又は下位の等級に属する建設業者名簿登載業者の中から指名業者等を選定することができる。ただし、その数は、当該建設工事に係る指名業者等の総数の2分の1を超えることができない。

3 特別な技術を要する建設工事、災害その他の理由により緊急に施行する必要がある建設工事等特別の理由があると認められる建設工事については、前2項の規定にかかわらず、当該建設工事の種類に応じ、建設業者名簿登載業者の中から指名業者等を選定することができる。

4 建設関連業務の指名業者等を選定しようとするときは、青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和58年2月青森県規則第6号）第7条に規定する有資格建設関連業者名簿に登載されている者の中から選定するものとする。

(選定の留意事項)

第3条 前条第1項から第3項までの規定により建設工事の指名業者等を選定しようとするときは、選定しようとする者について次に掲げる事項に留意するとともに、当該事業年度における指名及び受注の状況を勘案し、選定が特定の者に偏しないようにするものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 建設工事の工事成績
- (4) 当該建設工事に対する地理的条件
- (5) 手持ちの建設工事の状況
- (6) 当該建設工事についての技術的適性
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況

2 前項第1号から第3号まで及び第5号から第8号までの規定は、前条第4項の規定により建設関連業務の指名業者等を選定しようとする場合について準用する。この場合において、前項第3号中

「建設工事の工事成績」とあるのは「建設関連業務の成績」と、同項第5号中「建設工事」とあるのは「建設関連業務」と、同項第6号中「建設工事」とあるのは「建設関連業務」と、「技術的適性」とあるのは「技術的能力」と読み替えるものとする。

(指名業者の数)

第4条 建設工事を指名競争入札に付そうとする場合は、青森県県土整備部建設工事入札参加者等選定要領（平成2年4月青監第3号）第6条第1項に規定する数の建設業者を指名するものとし、建設関連業務を指名競争入札に付そうとする場合は、なるべく5者以上の建設関連業者を指名するものとする。

(青森県土地開発公社建設業者等指名委員会の設置)

第5条 青森県土地開発公社における指名業者等の適格性の審査等を行わせるため、青森県土地開発公社建設業者等指名委員会（以下「指名委員会」という。）を置く。

(指名委員会の組織)

第6条 指名委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は理事長を、副会長は専務理事をもって充てる。
- 3 委員は、事務局長をもって充てる。

(指名委員会の会長及び副会長)

第7条 会長は、指名委員会を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が不在のときは、その職務を代理する。

(指名委員会の会議)

第8条 指名委員会は、会長が必要に応じ、随時召集する。

- 2 指名委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 指名委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。
- 4 指名委員会は、議事に関係ある者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。
- 5 指名委員会の会議は公開しない。

(急施事案)

第9条 災害その他の理由により緊急に施行する必要がある指名業者等の適格性の審査等について、指名委員会を開くいとまがないときは、持ち回りにより審議することができる。

(秘密の保持)

第10条 指名業者等の選定については、取扱者以外の者に漏れないよう秘密の保持に注意しなければならない。

(その他)

第11条 指名業者等の選定に関し、この要領に定めのない事項については、青森県の例による。

附 則

この要領は、平成7年8月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年5月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年11月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。